

安心して治療を受けていただくために

令和8年10月1日より
連帯保証人代行制度
（医療費保証制度）
を導入します

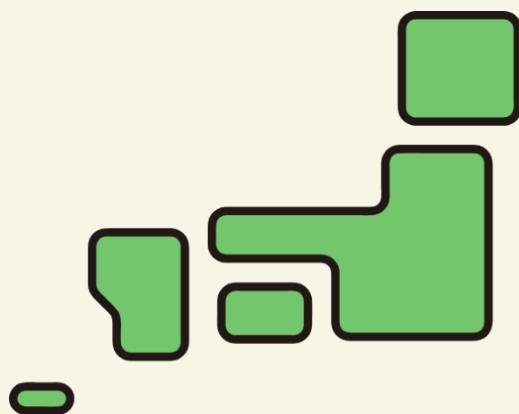


診療時の保証人についてお困りごとはありませんか？

✓ 保証人を
お願いできる方
がいない



✓ ご家族が
遠方にお住まい



✓ ご家族への
負担を軽減したい



制度のポイント

- ❑ 連帯保証人をご用意いただけない場合でも、通院いただけます
- ❑ ご家族への負担を軽減し、安心して治療を受けられます
- ❑ 医療費のお支払いが難しくなった場合には、保証会社が病院へ立替払いを行います
- ❑ 立替払い後は、患者さんから保証会社へお支払いいただきます

掲示期間

令和8年
9月1日(火)～9月30日(水)

お問合せ

担当：事務局 医事課
TEL：0276-38-0771（代表）